

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

ふくしまけん あいづばんげまち
福島県 会津坂下町

2 地域再生計画の名称

グリーン・ツーリズム拠点施設整備事業

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 16 年度

4 地域再生計画の意義及び目標

当町は、福島県の西北部に位置する、人口18,838人、世帯数5,561戸、面積91.65km²、標高170m～200mで、古くは越後街道の宿場町として商業が発展し、一級河川の合流地にある地形から肥沃な土壌を持つ水田農業を主とする平地農業地域ですが、近年は、交通網の整備・モータリゼーションと近郊大型店の影響による商業の衰退と、農業所得の低下による後継者不足による人口減少が著しく、平成12年3月過疎地域自立促進特別措置法の制定までの間は過疎地域に指定されていたことから、今後の地域経済が憂慮される状況にある。

現在当町では、町振興計画重点施策として地域の活性化と農業生産物に対する都市住民意識の向上を図るため、平成14年2月よりグリーン・ツーリズム事業を展開し、農業体験部会・農村民泊部会・農業エスコート部会のさまざまな活動を通しての実践・経験の交流をから、緑豊かな自然と共生をする活力ある農村社会の創造と、当町振興を目指し取り組んでいる。

グリーン・ツーリズム事業は、農村住民と都市住民による双方向性の交流事業であり、そこから発生するさまざまな効果として、当町地域は、「農」を活かした交流を通して、その価値を再認識することができ、新たな農村生活を見直すことによる質の高いライフスタイルを住民自らが享受できるようになり、また、経済的にもグリーン・ツーリズム事業をビジネスとして持続的な収入確保が可能となるなど、新たな生産販売チャンス発生が予測されると共に、Iターン者や、ボランティアグループ、学生やOLのワーキングホリデーや、専門家など多様な人材交流が実現することを考慮すると、過疎農村である当町の地域活性化にとっては欠くことができないものであり、事業推進のための拠点施設整備が求められている。

当町既存施設である「農村環境改善センター」は、地域農業振興と農村活性化を図るため、農村住民と都市住民が学習・集会・体験ができる施設として、農林水産省「農村総合整備モデル事業」により平成6年度・平成7年度の2ヵ年で設置し、有効に利用している。しかし、その利用者数は平成16年3月までの8年間で延べ75,454人となっており96パーセントが町内住民によるもので、年1回のソバまつりの3,000人を除くと設置基本計画に位置付けた都市住民の利用は著しく少なく、利用率向上が課題となつて

いる現状にある。

以上のことから、当町地域経済の活性化と農業振興のためには、グリーン・ツーリズム事業を積極的に推進することによる交流人口を増やすことが重要な施策であり、農村住民と一体的な生活をする研修センター施設として、また、農村と都市住民との有機的な深い交流が可能な施設として利活用が求められていることから、事業拠点センター施設として、既存施設である「農村環境改善センター」に宿泊機能を持たせ、都市住民の個人やグループ、学生生徒や大学生などが、農家民泊と集合研修泊を組み合わせることによる一層の事業効果の達成を目指し、これらによる施設の利用率向上が図られことから、交流からのさまざまな利用が可能となることにより、通年グリーン・ツーリズム事業の都市住民による利用者数を平成15年の40人から、平成18年にはツーリズム1グループ10人で30回の計300人、延べ600人を目標として事業を展開し、経済的にも地域活性化施設としての高い役割が存在することとなり設置目的の利用効果達成を図る。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

グリーン・ツーリズム事業がもたらす経済的社会的効果は、当町地域として、農家の経済の多角化、農業ビジネスチャンスの創出、農村文化の再構成、農村自然環境の再保全、農村経営の連帯体制確立などの効果があり、都市住民にとっては、緑豊かな農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の体験から、農業・農産物への理解、農業伝統文化への体験、自己心身のリフレッシュ、健康維持、子供への教育効果など多様な効果を期待でき、また、農村と都市が相互に補完しあい共生しくことによる国土の均衡ある発展に寄与できる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

番 号：13004

名 称：補助対象施設の有効活用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

該当なし

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

番 号 : 13004

名 称 : 補助対象施設の有効利用

2 当該支援措置を受けようとする者

ふくしまけん あいづばんげまち
福 島 県 会 津 坂 下 町

3 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成6年度・平成7年度に農林水産省「農村総合整備モデル事業」で設置した「農村環境改善センター」を宿泊可能施設として整備活用し、町振興計画重点施策のグリーン・ツーリズム事業で交流研修宿泊を実施し、農家民泊と合わせ事業目的の達成を図り地域経済を活性化する。

(支援措置 1 3 0 0 4 に係る添付書類)

1 補助事業者の意見

(会津坂下町の意見)

町振興計画重点施策として地域の活性化と農業生産物に対する都市住民意識の向上を図るため、平成 14 年 2 月よりグリーン・ツーリズム事業を展開し、緑豊かな自然と共生をする活力ある農村社会の創造を目指し取り組んでいる。

グリーン・ツーリズム事業は、農村住民と都市住民による双方向性の交流事業であり、そこから発生するさまざまな効果は地域活性化に欠くことができないものであり、事業推進のための拠点施設整備が求められている。

そのため、本施設を転用し、宿泊機能を持たせ集合研修宿泊施設としての有効に使用することにより一層の設置目標達成が図られる。

(施設の概要)

事業名	農村総合整備モデル事業
事業目的	農業経営及び農家生活の改善合理化並びに地域住民の連帯感の醸成と健康増進を図り、農村の環境改善を推進する。
所在地	福島県河沼郡会津坂下町大字見明 地内
事業主体	会津坂下町
施設名称	「農村環境改善センター」
延床面積	979.24 m ²
建物構造	鉄骨造・横葺・二階建・外壁ALC複層塗・2丁掛タイル
建設費	199,400 千円
用地取得費	該当なし (既存町有地)
財源内訳	国庫 99,700 千円 (50 / 100) 県費 9,571 千円 (4.8 / 100) 町費 90,129 千円 (45.2 / 100)
工期	平成 6 年 9 月 ~ 平成 7 年 1 2 月
管理主体	会津坂下町

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

施設「農村環境改善センター」の整備目的

本施設は、担い手農家の育成や稲作経営研修・集落営農・低コスト農業・機械施設の共同利用・農産物の加工・研究・開発及び販売など様々な農業課題の解決を行うため、農家住民が中心的に利用できる施設として、また、地域の農家と非農家との交流の場としての地域内交流拠点施設、都市住民交流施設として、地域の活性化を目的に平成 5 年度に施設計画を策定し、平成 6 年度に建設着手、平成 8 年 1 月から供用開始された。

設置場所は、会津坂下町見明地区にあり、周辺に体育施設の町営スキー場、保養施設の町営温泉

施設、野外ステージ、駐車場、教育の森など自然活動、野外活動の町営拠点施設がある。

そこで、町は、農村環境を改善する中核活性化施設として位置づけ、住民交流と都市住民との交流や若者が常住できる活気と魅力あるまちづくりを目指した。

社会情勢等の変化

会津坂下町は、盆地特有の地理的条件を活かした水田農業を基幹産業としており、県下でも有数の米どころとして高い農業生産額を維持していたが、農産物の価格低迷と生産コストの増加、地域間競争の激化、後継者不足等により農業生産活動等が停滞していたことから、各種課題の解決並びに、担い手育成・集会研修による地域内交流と都市住民交流施設として農家地域活性化を図るため、平成6年に本事業が着工された。

「農村環境改善センター」の整備に当たっては、当初、農村地域の活性化事業として担い手農家育成や農業技術講習会、地域住民交流活動等の地域内交流を主体とした施設利用計画と都市住民交流を立てたが、その後の社会経済情勢の低下、特に景気低迷による都市住民の来町が少なく都市住民の利用が著しく少ない状況にある。

このような状況下において、都市間交流からの地域活性化と、緑豊かな自然と共生をする活力ある農村社会の創造を目指し、農村地域と都市住民が求めるグリーン・ツーリズム事業を積極的に推進することが求められ、当町として平成14年2月よりグリーン・ツーリズム事業展開をしている。

有効活用の目的

当町地域経済の活性化を図るためグリーン・ツーリズム事業の拠点施設として「農村環境改善センター」に宿泊機能を追加し、農村住民と都市住民による双方向性の交流事業を推進し、都市住民の個人とグループ、大学生や生徒を対象に農家民泊と集合研修泊との相乗効果により利用率向上を図る。

3 当該施設における最近の状況

計画利用人数

平成5年計画 27,013 人

最近3年間の利用状況

平成13年度 12,619 人(町民11,619人、都市住民 1,000人)

平成14年度 18,297 人(町民17,297人、都市住民 1,000人)

平成15年度 18,140 人(町民17,100人、都市住民 1,040人)

最近3年間の管理運営費の支出状況

平成13年度 2,782 千円

平成14年度 2,770 千円

平成15年度 2,974 千円

4 補助対象施設の現状

「農村環境改善センター」では、平成 15 年度の年間利用者数が 17,132 人で、利用計画 27,013 人に対し 63.4 パーセントになっているが、そのほとんどが町内住民によるもので、都市住民の利用は年 1 回のソバまつり 1,000 人とグリーン・ツーリズム事業の 40 人のみとなっており交流住民のよる利用は著しく少ない。

当該施設の施設管理は、委託を受けた 株式会社 会津ばんげ公共サービス が適正に管理している。

5 転用の必要性

「農村環境改善センター」を取り巻く社会情勢等が変化する中で、当該施設は、これまでの利活用に加え、都市住民との交流拠点施設として整備することが求められている。

そこで、グリーン・ツーリズム事業地域外の都市との交流を促進し地域の活性化を図るために、集合宿泊研修が可能なものとして改修整備し、施設の有効利用を行う必要がある。

(施設改修等についての考え方)

2 階和室の「生活改善研修室」を移動式パーティションにより 3 室に施錠のできる間仕切りをして男女別に使用する。

1 階「農産加工実習室」を調理室と兼用とするため、排気ダクトを設置する。

2 階「湯沸し室」の一部を洗面所へ改修する。

1 階「下足室」に洗濯機・乾燥機を設置する。

6 転用の時期

計画認定後、施設の設置及び管理に関する条例改正を議会に諮り、平成 17 年 4 月より宿泊転用を実施する。

7 転用の相手方

該当なし

8 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

該当なし

9 転用後の施設の目的

従来の施設設置目的に加え、地域の活性化を図るため、農村と都市の交流事業であるグリーン・ツーリズム事業で都市住民やグループ、大学生や生徒の集合宿泊研修施設として利用し、相互の有効活用による利用率向上を目指す。設置当初の目的に沿った従来の利用に支障が生じないものとするため、施設の管理条例及び規則の改定時に所要の措置を講じる。

10 転用により期待される効果

グリーン・ツーリズム事業がもたらす効果は、当町地域として、農家の経済の多角化、農業ビジネスチャンスの創出、農村文化の再構成、農村自然環境の再保全、農村経営の連帯体制確立などの効果があり、都市住民にとっては、緑豊かな農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の体験から、農業・農産物への理解、農業伝統文化への体験、自己心身のリフレッシュ、健康維持、子供への教育効果など多様な効果を期待できる。